第二条を次のように改める。

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正）

第二条　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

第二条第一項中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条第六号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第六条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改める。

第七条の二各号列記以外の部分中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に、「第二号養成施設」を「第五号養成施設」に改め、同条第一号ホ(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同号ホ(4)中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第二号ハ(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同号ハ(4)中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改める。

第八条第一項第十号ロ中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改め、同号ハ中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第三項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第十条第三号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第四条を次のように改める。

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第四条　次に掲げる省令の規定中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第二十一号

二　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の五第三項第二十一号

三　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第二十号

第五条のうち、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百七条第六十一号の改正規定中「「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に」、同令第七百十二条第二十二号の四の改正規定中「「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に」及び同令第七百四十二条第二十六号の改正規定中「「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に」を削る。

附則第二条を削り、附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、ただし書を削り、同条の見出し及び条名を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（以下「平成二十三年改正省令」という。）の施行の際現に平成二十三年改正省令第一条の規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、平成二十三年改正省令第一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3　平成二十三年改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第七十七号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）を実施するため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「厚生労働大臣が別に定める実習に係る」を「相談援助実習指導及び相談援助実習の」に改める。

第二十一条中「中等教育学校」の下に「であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの」を加える。

第二十八条第一項中「又は養成施設」を「、養成施設、高等学校又は中等教育学校」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「指定」の下に「又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定」を加える。

第二条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一号を加える。

三　三年以上介護等の業務に従事した者であつて、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第四十条第二項第二号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

イ　法附則第四条第二項に規定する喀痰（かくたん）吸引等研修（別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。）の課程

ロ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三に規定する介護職員初任者研修課程

ハ　介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六号）附則第二条の規定による廃止前の訪問介護員に関する省令（ニ及びホにおいて「旧訪問介護員省令」という。）第一条に規定する一級課程

ニ　旧訪問介護員省令第一条に規定する二級課程

ホ　旧訪問介護員省令第一条に規定する三級課程

ヘ　介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程

ト　イからヘまでに掲げる課程に準ずる課程として厚生労働大臣が認める課程

第二十二条第三項中「第一号」の下に「若しくは第二号又は前条第三号」を加える。

第二十三条第一項中「及びこころとからだのしくみの領域及び医療的ケアの領域」を「、こころとからだのしくみの領域及び医療的ケアの領域」に改める。

第二十六条の三第二項第一号中「介護福祉士が」の下に「基本研修又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四若しくは別表第五若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第二条第一項第二号の表、別表第四、別表第四の二若しくは別表第五に定める医療的ケア（次号において「医療的ケア」という。）を修了している場合であつて、」を加え、同項第二号中「介護福祉士が」の下に「基本研修又は医療的ケアを修了している場合であつて、」を加える。

第二十八条第一項第一号中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（介護福祉士試験の受験資格に関する経過措置）

第一条の二　第二十一条第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「修得したもの」とあるのは、「修得したもの及び三年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であつて、附則第十三条第三号の喀痰（かくたん）吸引等研修（別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。